

新社会党の

# 労働相談

です



## 秘密厳守

- 労働組合で経験豊かなスタッフが相談をお受けします。  
まずはお電話ください。
- 一人で悩まずに、お電話下さい。  
働く者の立場に立って、親身にお応えし一緒に解決をします。

1人で悩まずに  
お気軽に  
相談ください

弁護士相談  
(予約制)も  
行っています

## 長時間労働

あなたの働き大丈夫ですか？

## 安心して働きたい 続けたい

ブラック企業・ブラックバイトに対抗できる相談室！

# 12月3日(月)～14日(金)

## 午前10時～午後5時

## 新社会党東京本部

電話 03 (6380) 9824

FAX 03 (6380) 9834

あなたと向き合い、本音で語り合います。

一緒に考え、行動・解決のため応援します。

一人で考えているなら相談してみよう！

### ■ 突然解雇すると

#### 言われ困っていませんか？

使用者は、合理的理由がない限り、労働者を解雇できません。解雇すべき合理的理由が無い時は、解雇権を濫用したとして解雇は無効であるという判例が確定しています。

理由を確かめ、納得できない時にははっきり断りましょう。

### ■ イジメやセクハラ、

#### 労働災害にあっていませんか？

イジメ、セクハラは決して許されることではありません。泣き寝入りせずにご相談ください。そのため、うつ病になったりすることは会社の責任です。仕事でケガや病気になるのは会社の責任です。労災の治療費は無料、休業期間の賃金も保障されます。健康保険などを使って治療させることは違法で、詐欺罪にもなります。

### ■ 残業代は支払われていますか？

「外回りだから、年俸制だから残業代が付かない」と言われていませんか。会社が労働時間を管理できている時は、残業代を支払わなければなりません。

退職したいのに辞めさせない悪質企業もあります。ご相談下さい。

### ■ 請負・派遣トラブルは

#### ありませんか？

契約期間の途中打ち切りや労働条件の反故は法律違反です。違反した企業は、罰せられ、損害賠償を求めることができます。失業保険、派遣だから失業保険は付かないといわれていませんか。相談してください。



【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。